

# 資料No.6

江田島市公共交通協議会  
令和8年6月24日

## 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）について

### 1 概要

国土交通省の令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（バリアフリー化設備等整備事業）において、次の事業者が交付申請の手続きを行っています。

交付決定の条件として、事業完了実績報告までに、本協議会が策定する生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）を交付申請した事業について具体的に記載の上、提出する必要があることから、添付の事業計画（案）について、協議のうえで提出します。

### 2 事業者名

江田島バス株式会社

### 3 事業概要

ノンステップバス（中型（車長 8.99m））1台の更新

### 4 事業完了日（予定）

令和8年12月31日

### 5 事業費

総事業費：20,147千円（国費：1,400千円）

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和8年6月24日

（名称）江田島市公共交通協議会

（代表者名）会長 大濱 清

<b>1. 生活交通改善事業計画の名称</b>
低床バス導入計画
<b>2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性</b>
江田島市域には、市民生活を支える公共交通機関として、路線バスが運行されているが、その運行車両総数に占めるノンステップバスの比率は約71.4%（令和8年3月末時点）と、国が定める移動等円滑化の促進に関する基本方針（令和7年12月改正）で掲げる目標値（令和12年度末までに約90%以上）を下回っている。また、江田島市地域公共交通計画（令和4年3月策定）中にも、路線バス車両の更新等によるバリアフリー化の推進について位置付けていることから、積極的に取組を推進していかなければならない。 このため、江田島市域の大部分をカバーする路線を担う江田島バス株式会社が運行する車両にノンステップバスを計画的に導入することで、高齢者や障害者等に利用しやすい環境を整備し、利用者の利便性向上及び利用促進等につなげる必要がある。
<b>3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果</b>
（1）事業の目標
国が定める移動等円滑化の促進に関する基本方針（令和7年12月改正）では、乗合バス車両（バス車両の構造及び設備に関する移動円滑化基準の適用除外認定車両を除く。）に占めるノンステップバスの比率を、令和12年度末までに約90%とすることを目標として掲げている。本市においても、江田島市域を運行するバス車両に占めるノンステップバスの比率について、国の掲げる目標数値を達成できるようノンステップバスの計画的な導入を促進する。
（2）事業の効果
通院や買い物等でバスを利用する高齢者や障害者等の移動時の負担が軽減され、移動の円滑化が図られるとともに、外出機会の増加に伴うバスの利用促進にも寄与する。
<b>4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者</b>
（1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
（内容） ・ノンステップバスの導入（中型（車長8.99m）1台） 補助対象事業者：江田島バス（株） 実施地域：江田島市
（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について） 江田島バス（株）：身体・知的・精神 普通旅客運賃 5割
（2）関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）

〈バス車両の導入に係る事業〉

事業を実施する地域における車いす対応車両（ノンステップバス、ワンステップバス及びリフト付きバス）等の導入台数（令和8年3月末現在）

・ノンステップバス：10台、ワンステップバス：4台、乗合バスの総車両台数：14台

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

令和8年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
中型ノンステップバス 導入事業	20,147千円	1,400千円	千円	千円	18,747千円
	100.0%	約6.9%	%	%	約93.1%
合 計	20,147千円	1,400千円	千円	千円	18,747千円
	100.0%	約6.9%	%	%	約93.1%

令和9年度（翌年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
中型ノンステップバス 導入事業	20,147千円	千円	千円	千円	20,147千円
	100.0%	%	%	%	100.0%
合 計	20,147千円	千円	千円	千円	20,147千円
	100.0%	%	%	%	100.0%

※総事業費については見込み額を記載

※国費については、見込み額であり、減額等により事業者負担が増加する場合があります。

6. 計画期間

事業の名称	令和8年度				令和9年度				令和10年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
中型ノンステップバス導入事業	交付決定後着手 1台  1 2 月 3 1 日完了				着手 1台  1 2 月 3 1 日完了							

7. 協議会の開催状況と主な議論

・令和8年6月24日（第1回）

## 8. 利用者等の意見の反映

市民・利用者の代表である各市民団体の長が委員として協議会に出席

## 9. 協議会メンバーの構成員

関係市区町村	江田島市 江田島市企画部 江田島市土木建築部（道路管理者）
交通事業者・交通施設管理者等	江田島バス株式会社 広島県旅客船協会 一般社団法人広島県タクシー協会江能支部 株式会社江田島タクシー 三高タクシー 広島県江田島警察署
地方運輸局	中国運輸局海事振興部旅客課 中国運輸局広島運輸支局
関係都道府県	広島県地域政策局公共交通政策課
その他協議会が必要と認める者	広島商船高等専門学校 教授 江田島市自治会連合会 江田島市老人クラブ連合会 江田島市社会福祉協議会 江田島市女性会連合会 江田島市観光協会 江田島バス株式会社従業員代表 瀬戸内シーライン株式会社船員代表

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）江田島市大柿町大原505番地

（所 属）江田島市企画部企画振興課

（氏 名）新家 和毅

（電 話）0823-43-1630

（e-mail）[kikaku@city.etajima.lg.jp](mailto:kikaku@city.etajima.lg.jp)